

○倉敷市高梁川流域SDGｓクラウドファンディング利用促進補助金交付要綱

令和3年5月31日

告示第411号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高梁川流域圏内の団体等が高梁川流域圏のSDGｓの達成に資する事業の実施に必要な資金を調達するために、クラウドファンディングを利用した場合の経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、高梁川流域圏内におけるSDGｓの達成に資する事業への投資の促進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高梁川流域圏 倉敷市、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市をいう。
- (2) 団体等 地域の課題解決又は活性化に資する活動を行う法人、個人事業主、組合、教育機関、任意団体等をいう。
- (3) SDGｓ 平成27年9月の国際連合総会において採択された、持続可能な国際社会を実現するための開発目標をいう。
- (4) 倉敷市・高梁川流域圏SDGｓパートナー SDGｓの理念を踏まえ、高梁川流域圏のSDGｓの達成に向けて取り組む意欲のある団体等であって、市長が別に定めるところにより登録されたものをいう。
- (5) 倉敷市・高梁川流域圏SDGｓゴールドパートナー SDGｓの理念を踏まえ、高梁川流域圏のSDGｓの達成に向けて高梁川流域圏において現に取り組んでいる団体等であって、市長が別に定めるところにより登録されたものをいう。
- (6) クラウドファンディング インターネットを利用して、事業に必要な資金を調達する仕組みをいう。
- (7) クラウドファンディング利用手数料 クラウドファンディングを提供する事業者を支払うクラウドファンディングの利用に係る手数料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー又は倉敷市・高梁川流域SDGsゴールドパートナーに登録された団体であって、高梁川流域圏に主たる事業所又は事務所を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

- (1) 市税又は町税を滞納している者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 民事再生手続開始の決定があり、その終結の決定がなされていない者又は更生手続開始の決定があり、その終結の決定がなされていない者
 - (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っている者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
 - (6) 公序良俗に反する事業を行っている者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者
- （補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 高梁川流域圏のSDGsの達成に資するものであること。
- (2) 市長が別に定めるクラウドファンディングを利用するものであること。
- (3) 本市又は他の団体から別に補助金の交付を受けるものでないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この補助金の目的等に照らして不適当なものでないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に係るクラウドファンディング利用手数料（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、一の団体等につき1年度当たり1回限りとする。

(事業認定申請)

第6条 補助対象事業を実施しようとする者は、第9条の交付申請の前であって、市長が別に定める期日までに、所定の認定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 第2条第2号の団体等に該当することが分かる書類
- (3) 市税又は町税の滞納がないことを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の認定申請書の提出があったときは、これを審査し、補助対象事業としての適否を決定し、所定の認定通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の決定を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助認定事業の内容の変更)

第7条 前条の規定により補助対象事業として適当であることの決定を受けた事業（以下「補助認定事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助認定事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長において、補助認定事業の目的の達成に支障を来すことのない軽微な内容変更であると認める場合は、この限りでない。

(補助認定事業の中止)

第8条 補助事業者は、補助認定事業を中止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) クラウドファンディングにより調達した資金の使途及び金額が分かる書類
- (2) クラウドファンディング利用手数料の支払及びその内訳を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書に

より通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条第1項の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた補助事業者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 第6条第3項及び第10条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(協力及び情報の公表)

第13条 交付決定者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、交付決定者の名称及び補助認定事業の内容について、交付決定者の協力を得て、公表することができる。

(補助金の経理等)

第14条 交付決定者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助認定事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。